

## 太田市子ども・子育て支援法等の施行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(労働時間に係る支給要件)

第2条 府令第1条の5第1号に規定する市が定める時間は、64時間とする。

(教育・保育給付認定の申請)

第3条 法第20条第1項の規定による認定の申請は、教育・保育給付認定申請書（様式第1号）により行うものとする

(教育・保育給付認定等の通知)

第4条 法第20条第4項後段に規定する支給認定証は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証（様式第2号）によるものとする。

2 法第20条第4項前段に規定する通知は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定通知書（様式第1号の2）により行うものとする。

3 法第20条第5項に規定する通知は、教育・保育給付認定不認定通知書（様式第3号）により行うものとする。

4 法第20条第6項に規定する通知は、教育・保育給付認定遅延通知書（様式第4号）により行うものとする。

(利用者負担額に関する事項の通知)

第5条 府令第7条の規定による利用者負担額に関する通知は、利用者負担額（保育料）決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(求職活動における教育・保育給付認定期間)

第6条 府令第8条第4号ロに規定する市が定める期間は、90日とする。

(教育・保育給付認定現況届)

第7条 府令第9条第1項の規定による届出は、教育・保育給付認定現況届（様式第6号）により行うものとする。

(利用者負担額変更に関する事項の通知)

第8条 府令第9条第4項の規定により利用者負担額の変更に関する通知は、利用者負担額（保育料）変更決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(教育・保育給付認定の変更の認定の申請)

第9条 法第23条第1項の規定による申請は、教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変

更申請書（様式第8号）により行うものとする。

2 法第23条第3項において読み替えて準用する法第20条第4項前段に規定する変更の認定に係る通知は、第4条第1項に規定する支給認定通知書により行うものとする。

（職権による教育・保育給付認定の変更）

第10条 府令第12条第1項の規定による職権による教育・保育給付認定の変更を行う旨の通知は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定通知書により行うものとする。

2 府令第12条第2項の規定による支給認定証の提出を求める旨の通知は、支給認定証提出依頼通知書（様式第9号）により行うものとする。

（教育・保育給付認定の取消し）

第11条 府令第14条の規定による教育・保育給付認定の取消しを行った旨の通知は、教育・保育給付認定取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

（申請内容の変更の届出）

第12条 府令第15条の規定による申請内容の変更の届出は、教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届出書（様式第11号）により行うものとする。

（支給認定証の交付及び再交付）

第13条 府令第4条の2の規定による支給認定証の交付及び府令第16条の規定による支給認定証の再交付の申請は、支給認定証（再）交付申請書兼施設等利用給付認定通知書再発行申請書（様式第12号）により行うものとする。

（施設等利用給付認定の申請）

第13条の2 法第30条の5第1項の規定による認定の申請は、教育・保育給付認定（変更）申請書兼施設等利用給付認定申請書（様式第12号の2）により行うものとする。

（施設等利用給付認定の通知）

第13条の3 法第30条の5第3項の規定による通知は、施設等利用給付認定通知書（様式第12号の3）により行うものとする。

2 法第30条の5第4項の規定による通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書（様式第12号の4）により行うものとする。

3 法第30条の5第5項の規定による通知は、施設等利用給付認定遅延通知書（様式第12号の5）により行うものとする。

（施設等利用給付認定の有効期間）

第13条の4 府令第28条の5第4号ロに規定する市が定める期間は、90日とする。

（施設等利用給付認定現況届）

第13条の5 府令第28条の6第1項の規定による届出は、施設等利用給付認定現況届（様式第12号の6）により行うものとする。

(施設等利用給付認定の変更の認定の申請)

第13条の6 法第30条の8第1項の規定による申請は、第9条第1項の申請書により行うものとする。ただし、法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る法第30条の5に規定する認定を受けた同条第3項に規定する施設等利用給付認定保護者が当該申請を行う場合は、第13条の2に規定する申請書によるものとする。

2 法第30条の8第3項において読み替えて準用する法第30条の5第3項の規定による変更の認定に係る通知は、施設等利用給付認定変更通知書(様式第12号の7)により行うものとする。

(職権による施設等利用給付認定の変更)

第13条の7 府令第28条の9の規定による職権による施設等利用給付認定の変更を行う旨の通知は、前条第2項の通知書により行うものとする。

(施設等利用給付認定の取消し)

第13条の8 施設等利用給付認定保護者は、法第30条の9第1項各号に掲げるいずれかの場合に該当したとき、又は保育を必要とする事由に該当しなくなったときは、施設等利用給付認定取消届(様式第12号の7の2)により届け出るものとする。

2 府令第28条の11の規定による施設等利用給付認定の取消しを行った旨の通知は、施設等利用給付認定取消通知書(様式第12号の8)により行うものとする。

(申請内容の変更の届出)

第13条の9 府令第28条の12第1項の規定による申請内容の変更の届出は、第12条の届出書により行うものとする。

(施設等利用給付認定通知書の再発行)

第13条の10 第13条の3の規定による施設等利用給付認定通知書の再発行の申請は、第13条の申請書により行うものとする。

(特定教育・保育施設の確認の申請)

第14条 法第31条第1項及び府令第29条第1項の規定による特定教育・保育施設の確認の申請は、特定教育・保育施設確認申請書(様式第13号)により行うものとする。

2 法第43条第1項及び府令第39条第1項の規定による特定地域型保育事業者の確認の申請は、特定地域型保育事業者確認申請書(様式第14号)により行うものとする。

(特定教育・保育施設の確認の変更に係る申請等)

第15条 法第32条第1項又は第44条第1項の規定による特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)の確認の変更に係る申請は、特定教育・保育施設等確認変更申請書(様式第15号)により行うものとする。

2 法第35条第1項又は第47条第1項の規定による特定教育・保育施設等の名称等の変更

係る届出は、特定教育・保育施設等名称等変更届出書（様式第16号）により行うものとする。

3 法第35条第2項又は第47条第2項の規定による特定教育・保育施設等の利用定員の減少に係る届出は、特定教育・保育施設等利用定員減少届出書（様式第17号）により行うものとする。

（特定教育・保育施設の確認の通知等）

第16条 市長は、法第31条第1項若しくは第43条第1項又は第32条第1項若しくは第44条第1項の規定による特定教育・保育施設等の確認又は確認の変更をしたときは、特定教育・保育施設等確認（変更）通知書（様式第18号）を申請者に交付するものとする。

（特定教育・保育施設の確認の取消し等の通知）

第17条 市長は、法第40条第1項又は第52条第1項の規定による確認の取消し又は停止をしたときは、特定教育・保育施設等確認（取消・停止）通知書（様式第19号）により通知するものとする。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第18条 府令46条第1項に規定する特定保育・保育提供者の業務管理体制の整備に関する事項に係る届出は、子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（様式第20号）により行うものとする。

2 府令46条第2項に規定する特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に関する変更事項に係る届出は、子ども・子育て支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（様式第21号）により行うものとする。

（特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請）

第18条の2 法第58条の2第1項及び府令第53条の2の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（様式第22号）により行うものとする。

（特定子ども・子育て支援施設等の変更の届出）

第18条の3 法第58条の5の規定による特定子ども・子育て支援施設等の名称等の変更に係る届出は、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届（様式第23号）により行うものとする。

（特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退）

第18条の4 法第58条の6第1項の規定による確認の辞退は、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届（様式第24号）を市長に提出することにより行うものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 法第20条の規定による教育・保育給付認定の手続、法第31条の規定による特定教育・保育施設の確認の手続、法第43条の規定による特定地域型保育事業者の確認の手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の太田市子ども・子育て支援法等の施行に関する要綱の様式第1号、様式8号及び様式第11号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。